

平成28年(㉮)第23号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外11名

債務者 四国電力株式会社

## 準備書面(18)

(非科学的な債務者の主張等の一覧)

2016年12月26日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士 薦田伸夫	弁護士 河合弘之
弁護士 東俊一	弁護士 海渡雄一
弁護士 高田義之	弁護士 青木秀樹
弁護士 今川正章	弁護士 内山成樹
弁護士 中川創太	弁護士 只野靖
弁護士 中尾英二	弁護士 甫守一樹
弁護士 谷脇和仁	弁護士 中野宏典
弁護士 山口剛史	弁護士 井戸謙一
弁護士 定者吉人	弁護士 市川守弘
弁護士 足立修一	弁護士 望月健司
弁護士 端野真	弁護士 鹿島啓一
弁護士 橋本貴司	弁護士 能勢顯男
弁護士 山本尚吾	弁護士 胡田敢
弁護士 高丸雄介	弁護士 前川哲明
弁護士 南拓人	弁護士 竹森雅泰
弁護士 東翔	弁護士 松岡幸輝

## 目次

第1 はじめに .....	5
1 「安全神話」の問題 .....	5
(1) 「安全神話」とは .....	5
(2) 「安全神話」の問題とは .....	5
2 原発事故被害の試算と原子力損害賠償法の制定 .....	5
3 「安全神話」に依拠した原発の推進 .....	7
4 「安全神話」のトリック .....	8
5 非科学的な債務者の主張等 .....	9
6 本準備書面の目的 .....	9
第2 債務者の非科学的な主張等の一覧 .....	9
1 中央構造線の無視・活動性の否定 .....	9
(1) 債権者らの主張 .....	9
(2) 債務者の主張 .....	11
(3) 債務者の驚くべき主張 .....	11
(4) 債権者らの再反論 .....	12
(5) 小括 .....	13
2 連動を想定せず .....	13
3 「小は大を兼ねる」というマジック .....	14
(1) 「小は大を兼ねる」という債務者の主張 .....	14
(2) 常識に反する債務者の主張 .....	14
(3) とんでもない非科学性 .....	15
4 檀の式 .....	15
5 中央構造線の震源断層 .....	15
(1) 債務者の主張 .....	15
(2) 地表面の活断層は震源断層そのものではない(岡村教授の意見書甲B 1	

5 8 ・ 1 ～ 3 頁, 岡村教授のプレゼン(甲 B 3 2 5 ・ 3 5 頁) )	15
(3) 巨大地震発生後でも震源断層の把握は困難(岡村教授の意見書甲 B 1 5 8 ・ 1 ～ 3 頁)	16
(4) 中央構造線の震源断層(岡村教授の意見書甲 B 1 5 8 ・ 1 ～ 3 頁)	16
(5) 熊本地震(岡村教授の意見書甲 B 1 5 8 ・ 1 ～ 3 頁岡村教授のプレゼン(甲 B 3 2 5 ・ 2 0 ～ 2 9 頁) )	17
(6) 科学的な態度とは(岡村教授の意見書甲 B 1 5 8 ・ 1 ～ 3 頁, 岡村教授のプレゼン(甲 B 3 2 5 ・ 1 9 頁) )	17
(7) 小括	17
6 中央構造線との距離	17
(1) 主張の対立	17
(2) 伊方 2 号炉, 3 号炉の設置許可申請書の記載	18
(3) 常識的な距離	18
(4) 債務者の変節	18
(5) 債務者の主張は根拠薄弱	19
(6) 岡村教授の見解	19
(7) 距離の重要性と非科学性	20
7 中央構造線の傾斜角	20
(1) 債務者の主張(平成 2 8 年 7 月 2 5 日付債務者準備書面(1 4) 2 ～ 1 8 頁)	20
(2) 「高角度の断層が示唆される」と「鉛直」との違い	20
8 推本の評価	23
9 アトリビュート解析	24
1 0 考えられる最大の地震を想定(岡村教授の意見書(甲 B 7 2 ・ 8 ～ 9 頁, 岡村教授のプレゼン甲 B 3 2 5 ・ 3 0 ～ 7 5) )	25
1 1 不確かさの考慮	25

(1) 債務者の主張(平成28年7月25日付債務者準備書面(14)18～21頁).....	25
(2) 恣意的で理由のない債務者の主張.....	26
(3) 安全サイドに立った検討が行われていない.....	26
(4) 小括.....	27
12 南側の隆起.....	27
13 音波探査結果.....	28
14 耐専スペクトル(長沢名誉教授のプレゼン甲B308・⑳～㉓頁, 甲B326・㉒以下).....	28
15 資料の改竄(長沢名誉教授のプレゼン甲B326・59, ㉖).....	29
16 都合の悪い資料のカット等(長沢名誉教授のプレゼン甲B326・㉗～㉘).....	29
17 深部ボーリング調査.....	29
(1) 債務者の主張.....	29
(2) 債務者の主要の欺瞞性.....	29
(3) 小括.....	30
18 柏崎刈羽原発の損傷.....	30
第3 結論.....	31

## 第1 はじめに

### 1 「安全神話」の問題

#### (1) 「安全神話」とは

辞書によれば、「安全神話」とは、「確実な証拠や裏付けがないにもかかわらず、絶対に安全だと信じられている事柄」とされている。

#### (2) 「安全神話」の問題とは

##### ア 「原子力明るい未来のエネルギー」

福島県双葉町の当時小学6年生だった大沼勇治氏は、原発を推進する標語に応募し、同氏の「原子力明るい未来のエネルギー」が採用され、表彰されて、商店街の入り口の看板となった(甲B370)。

##### イ 「安全神話」を信じること

原子力の「安全神話」を信じた誤りは福島原発事故によって白日のものとなり、上記看板は撤去されてしまった(甲B370)が、「安全神話」を信じたことが問題なのであろうか。原発は絶対安全だと言いつけてきた債務者すら、福島原発事故後は、「『絶対安全』はそもそも達成不可能なものである」(平成28年6月30日付債務者準備書面(8)12頁)と主張するようになったが、「安全神話」を信じるのが誤りで、その誤りに気付けば、問題は解消されるのだろうか。

##### ウ 「安全神話」を信じさせた責任

無垢な小学6年生が「安全神話」を信じた問題よりも、「安全神話」を信じさせたトリックこそが問題であり、その構造と責任が究明されなければならないが、福島原発事故後も、その究明は極めて不十分であり、不十分なまま、再稼働に突き進んでいるのが、現在の日本の原子力政策であるといわなければならない。

### 2 原発事故被害の試算と原子力損害賠償法の制定

#### ア アメリカ

(ア) ブルックヘブン研究所の試算

1957年に発表されたアメリカのブルックヘブン研究所の原発事故災害の試算結果(WASH-740)によると、最悪の場合には、急性死者3400人、急性障害者4万3000人、要観察者380万人、永久立退き面積2000平方キロ、農業制限等面積39万平方キロメートルといったものであった(瀬尾健著「原発事故…その時、あなたは!」甲B9・156頁)。

(イ) プライス・アンダーソン法の制定

上記試算結果を受け、1957年9月、原子力事故の際の事業者の責任の上限を約102億ドルの有限責任としたプライス・アンダーソン法が制定された(甲B371)。

イ 日本

(ア) 日本原子力産業会議の試算

東海原発(16.6万キロワット。1998年3月運転終了)を導入していた我が国でも、当時の科学技術庁の委託を受け、日本原子力産業会議が、1960年に「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」と題する244ページの報告書(甲B27)を作成した。しかしその試算結果による被害は、余りにも甚大であった為、原子力損害賠償法の審議を行っていた国会に一部が報告されただけで、全体はマル秘扱いにされてしまった。その後明らかになった上記「試算」によると、死亡・障害者数が最も多いケースでは、急性死亡720人、急性障害5000人となっており、被害額が最も多いケースでは、3兆7300億円となっている。1960年の日本の国家予算1兆7000億円の2倍以上の被害額である。しかもこれは、16.6万キロワットという現在ではかなり小型の原発を想定しての事故被害の予測であり、また、

死亡した場合の賠償額を83万円とした被害額の予測であって、現時点で原発事故が発生した場合には、この程度の被害では済まないことは不幸にも福島第一原発の事故によって証明された。

(イ) 原子力損害賠償法の制定

1961年6月17日、上記試算結果を受け、アメリカのプライス・アンダーソン法に倣って原子力損害賠償法が制定された。

3 「安全神話」に依拠した原発の推進

ア 国会事故調(甲B4)

国会事故調は、その「はじめに」において、「日本でも、大小さまざまな原子力発電所の事故があった。多くの場合、対応は不透明であり組織的な隠ぺいも行われた。日本政府は、電力会社10社の頂点にある東京電力とともに、原子力は安全であり、日本では事故など起こらないとして原子力を推進してきた。」と記述し、「安全神話」に依拠した原発の推進が行われてきた事実を明記している。

イ 伊方1号炉訴訟における国の主張(甲B372・177～178頁)

かつて松山地裁で争われた伊方1号炉訴訟において、国は、ラスムッセン報告を用いて、次のように主張し、裁判所を騙すことに成功した。

(国の主張)

「このラスムッセン報告は、原子炉の安全性を確率論的手法によって示した本格的な研究としては唯一のものであり、現在極めて高い評価と権威が与えられている。この報告によると、一個人が一年間に原子炉事故に遭遇して死亡するリスクは、原子炉100基をひとまとめとしても50億分の1であり、同一の想定につき自動車事故が4000分の1、火災が2万5000分の1のリスクを有するのに比して、はるかに小さい。これを炉心溶融事故を想定して別の形で表現すれば、原子炉100基をひとまとめとして考えても、一度に10人以上の死亡を伴う事故発生の

確率は3万年に1回であり、1000人以上の死亡を含む事故の発生については、100万年に1回である。この値は、一個の隕石がアメリカ合衆国の人口集中部に落下して一度に1000人を死亡させる確率と一致している。」

「ところで、右に述べた原子炉の安全性を確率論的手法によって示す方法には誤解を招きやすい点がある。それは、右にいう確率をもって、想定された事故が必ず発生する時間的頻度を示すものとして誤って受け取られる恐れがなくはないことである。しかし、右にいう確率は、『宝くじが当たる確率』等という場合の確率とは意味が全く異なる。例えば、想定された事故の発生する確率が100万年に1回であるという意味は、該りくじが100万本に1本あるというのとは全く異なり、当該事故の発生するリスク、すなわち、あくまでも顕在的でない、潜在的な危険性の程度を数値をもって示したものに過ぎない。換言すれば、その数値は、原子炉の有するリスクの程度を説明する一つの手段、いわば「方便」といってよいものである。したがって、100万年に1回起こり得るとされている『事故』といっても、これは純粹に頭の中だけで、すなわち観念的に想定されたものであって、右程度の発生確率を有するに過ぎない『事故』というものは、現実には起こり得ないといつて何ら差し支えないのである。」

#### 4 「安全神話」のトリック

原発事故が絶対に起きない筈がない。故に、国は、原発事故被害の試算をした上、原発事故に備えて、原子力損害賠償法を制定したのである。にもかかわらず、原発事故は絶対に起きないと、故意に誤った「安全神話」を振りまいて、国民や裁判官を騙し、原発を推進してきたのが厳然たる事実である。この「安全神話」のトリックを看破し、再び騙されることを回避しなければ、伊方原発が福島第一原発に続く事故を起こす危険を避けることは出来ない。

## 5 非科学的な債務者の主張等

債務者は、上述したように『絶対安全』はそもそも達成不可能なものである」と主張する一方で、かつて「安全神話」の仕掛けに多用された五重の壁の主張を臆面もなく繰り返す等、その非科学的な主張に変化はない(詳細は2016年7月25日付債権者ら「答弁書に対する反論」4頁以下に記載したとおりである)。

## 6 本準備書面の目的

本準備書面において、債権者らは、債務者の非科学的な主張等を一覧に供し、よもや裁判所が、再び債務者に騙されるようなことのないことを期するものである。

## 第2 債務者の非科学的な主張等の一覧

### 1 中央構造線の無視・活動性の否定

#### (1) 債権者らの主張

債権者らは、債務者の中央構造線無視や活動性の否定等について、次のとおり主張した(2016年5月31日付債権者ら準備書面(14)43～44頁)。

伊方1号炉の設置許可申請書には、中央構造線についての記載がない。伊方2号炉の設置許可申請書には、中央構造線についての記載(6-3-17～)があるが、それは、昭和47年10月、敷地付近の前面海域について音波探査法を用い海底地質調査を実施し、「敷地前面の沖合5～8kmの海岸線とほぼ平行な海域で、パターンの不連続やパターンの乱れ(地層の不連続や地形の変化が著しいことを示す)がやや集中的に見られたため、顕著な断層の存在を予想し、これを中央構造線であろうと推定した。」としながら、「これは第三紀に生成された小堆積盆地(伊予灘層)の中及びその分布北端部に存在する断層もしくは地形変化による乱れであって、伊予灘層の頂部が平坦かつ水平で、それを覆う沖積層ならびに伊予灘層の分布範囲の南北両側面で接する洪積層の上部にある沖積

層にも乱れが認められないところから、これらの断層についても、少なくとも洪積世末期以後の活動性は認められない。」として活断層ではないとした。また、伊方3号炉の設置許可申請書も、同様に、「海岸より5 km～8 km沖合に不連続ではあるが、海岸に並走して海底に凹地地形が認められる。」としながら、「更新世末期以降の活動が見られない。」としてしまったのである。

つまり、四国電力は、中央構造線を認識しないで伊方1号炉の設置許可申請をし、中央構造線は活断層ではないとして伊方2号炉及び3号炉の設置許可申請をしてしまったのである。

旧耐震設計審査指針が決定されたのは1981(昭和56)年7月20日なので、それ以前に設置許可申請をして審査を受けた伊方1号炉及び2号は、各設置(変更)許可時点で、同指針に基づく審査を受けていない。また、上述したように、中央構造線の存在を認識しないで、あるいはその活動性を認識しないで設置したため、伊方1号炉及び2号炉の設計地震動は、1749年伊予宇和島の地震を敷地直下に想定して、僅か200ガルとされた。伊方3号炉の設置(変更)許可申請の際には、旧耐震設計審査指針に基づき、基準地震動 $S_1$ は、684年土佐その他南海・東海・西海諸道の地震及び1854年伊予西部の地震を選定して221ガル、 $S_2$ は敷地前面海域の断層群(中央構造線)の長さ25キロの区間で断層が動いた場合を評価して473ガルとされ、また、2006(平成18)年に耐震設計審査指針が改定された際に、基準地震動 $S_s$ を570ガルとして、再稼働申請も570ガルで行ったが、その審査の過程で650ガルに引き上げて許可を受けるに至っている。

しかしながら、柏崎刈羽原発の基準地震動2300ガルと対比するまでもなく、伊方3号炉の基準地震動は他の原発と比べても過小であり、特に、上述した世界最大級かつ我が国最大の活断層である中央構造線が直近5 kmにあり、しかも南傾斜であり、伊方原発が逆断層の上盤に乗っている危険が指摘されているにもかかわらず、650ガルという基準地震動は余りにも過小に過ぎる。

伊方原発の基準地震動が低いのは、中央構造線の活動性を無視して設置されたためであり、上述したようにその活動性が明白となった今、伊方原発の危険性は極めて顕著である。伊方原発は、本来原発を建設してはならないところに建設されてしまったのである。

## (2) 債務者の主張

債務者は、平成28年7月25日付債務者準備書面(14)において、上記(1)記載の債権者の主張に全く反論していないだけでなく、次の事実についても否定していない。

債務者は、伊方3号炉建設時、敷地前面海域の断層について、過去一万年間は動いた形跡がないとして3号炉を建設したこと、地震の活動性は低いとし、耐震設計上もランクの低いレベルを取ったこと、四国の陸上の中央構造線が活断層であることは1970年代から多くの論文が出され、海底活断層についても、少なくとも1986年には海底活断層の調査結果が報告され、別府湾と四国の陸上が活断層なら、その中間である敷地前面の伊予灘に活断層が存在することは明白だったこと、1992年に岡村教授らが伊予灘等で行った調査結果を地質学論集に発表し、敷地前面海域の断層は過去一万年動いた形跡がないとの四国電力の言い分の誤りが明らかとなったが、四国電力が海底活断層の存在を認めたのは1997年1月以降のことであること

これらは、岡村教授が指摘するように「歴史的事実」であるから、債務者も否定しようがないのである。

## (3) 債務者の驚くべき主張

ところが、債務者は、「本件1号機の新設にかかる原子炉設置許可申請及び本件2号機の増設にかかる原子炉設置変更許可申請では、中央構造線の位置、活動性等について調査・検討を行った上で、これを安全余裕検討用地震との関係において考慮しており、債権者らの主張は誤りである。」(平

成28年7月25日付債務者準備書面(14)・26頁)という驚くべき主張をしているので、再反論を加えておく。

#### (4) 債権者らの再反論

債務者がその根拠として引用する乙196では、「本件安全審査報告書には中央構造線について全く触れていないこと、文書提出命令により被告が裁判所に提出した書類中にも中央構造線に関するものは存しないこと」(388頁上段中ほど)を認定しているし、NHK制作の「ドキュメンタリーWAVE『伊方原発問われる「安全神話」』」(甲B250)では、松田時彦氏が、中央構造線の活動性を指摘したのに、安全審査報告書に全く記載がなく驚いた旨の証言を行っている。また、あいテレビ制作の「検証伊方原発問い直される活断層」(甲A493)では、伊方1号炉訴訟において国側証人が伊方原発周辺の中央構造線が明らかな活断層であるという証拠はないと証言した事実、ならびに東京大学の松田時彦教授が、上記証言を驚くべき偽証と評価した事実及び中央構造線の危険性を繰り返し指摘したにもかかわらず安全審査報告書には記載されなかった事実を証言している。そしてまた、NNNドキュメンタリー番組(甲B218)では、四国電力に勤務して伊方2号機の許可申請を担当した原子力防災の専門家である松野元氏が、「技術者として考えると伊方原発は立地上が問題で、かつては中央構造線は活断層と言われていなかったからあそこに立地したんだけど、今は活断層と言われてますから今から立地を考えれば、伊方ではありえない。」と明言している。松野元氏の著書である「推論トリプルメルトダウン」(甲B317)においても、同氏は、「(中央構造線は)世界にまれな規模の活断層である。伊方1号機の安全審査の際は、活断層とは考えられていなかった。」と明記している。また、同様に債務者がその主張の根拠として引用する伊方2号炉松山地裁判決(乙197・104頁2段目)では、「昭和52年になされた本件安全審査においては、前面海域断層群について、

沖積層相当層の堆積以後(1万年前以降)の断層活動は認められないと判断されていたところ、本件許可処分後の平成8年に発表された岡村教授の調査等に基づく知見により、現在では、沖積層相当層の堆積以後(1万年前以降)の断層活動もあると考えられているのであるから、前面海域断層群の活動性に関する本件安全審査の判断は、結果的にみて誤りであったことは否定できない。」と明快に判示しているのであるから、債務者の上記主張こそ事実を反した誤りであることは一見して明白である。岡村教授のプレゼン(甲B325・7頁)で放映された1997年1月12日放送のTBS特別報道番組「日本列島の活断層―阪神大震災から2年」の中で、中央構造線の活動性について問われた債務者の幹部が活動性を誤魔化そうとしていた態度が、債務者の態度をそのまま雄弁に物語っている。

#### (5) 小括

中央構造線の無視・活動性の否定に関する債務者の主張自体、極めて非科学的で、著しく事実を反したものであるといわなければならない。

#### 2 連動を想定せず

債務者は、480km連動ケースも想定したと主張しているが、2005(平成17)年3月9日の地震調査研究推進本部地震調査委員会の「別府一万年山断層帯の長期評価について」(乙34・4頁)に別府一万年山断層帯の東端が中央構造線断層帯に連続している可能性がある」と明記され、また、2011(平成23)年2月18日の同委員会の「中央構造線断層帯の長期評価について」(乙33)に「中央構造線断層帯は、…伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした」(2頁)と記載され、また中央構造線が360kmに亘って連動する可能性がある(4頁)と明記されていたのに、債務者が、これらの調査結果を無視して、2013年7月8日の3号炉の設置変更許可申請の際、敷地前面海域の断層群54kmモデルで申請を行い(甲B57・28頁)、原子力規制委員会の指摘を

受けて、中央構造線 360km と別府万年山断層帯 120km とが連動する 480km を基本モデルとした(同 31 頁)ことは歴史的な事実なのであって、債務者の非科学的な主張がここでも顕著である。

### 3 「小は大を兼ねる」というマジック

#### (1) 「小は大を兼ねる」という債務者の主張

「大は小を兼ねる」と言うが、「小は大を兼ねる」とは言わない。ところが、債務者の基準地震動の策定では、債務者は、「小は大を兼ねる」と言うのである。

債務者は、中央構造線について、54km, 69km, 130km, 480km のモデルについて検討し、69km 北傾斜ケースに耐専スペクトルを適用して、その加速度が最大だとして、基準地震動  $S_s-1$  を 650ガルと策定したと主張している。

#### (2) 常識に反する債務者の主張

しかし、これは、断層の長さが長くなるほど地震が大きくなるという常識を覆すものである。地震の大きさを示す  $M_0 = \text{断層の長さ } L \times \text{幅 } W \times \text{すべり量 } D \times \text{剛性率 } \mu$  である(武村雅之「地震と防災」甲 B 373・98 頁～)が、この式からも分かるように、断層の長さが長くなるほど地震は大きくなるのに、債務者は、69km よりも長くなる 130km, 480km の方が地震動は小さくなるというのである。

しかも、69km と 130km, 480km とが、別の活断層だというのであれば分かるが、69km を内包して同時に活動する 130km, 480km の方が地震動が小さくなるというのであるから、正に、「大は小を兼ねる」という常識を覆す、「小は大を兼ねる」という大マジックなのである。

このマジックの種明かしは、距離減衰式の一つである耐専スペクトルにある(長沢啓行「伊方 3 号の基準地震動は過小評価されている」甲 B 66 頁 8～24)。

そして、「距離減衰式は、設計対象地震のマグニチュードと震源断層の位置に応じて地震動や地震応答スペクトルを推定するために、耐震設計では広く使用されている。しかし、現在利用できる距離減衰式の精度はまだ不十分で、距離減衰式で推定された地震動や地震応答スペクトルには倍、半分の幅がある。」(川島一彦「地震との戦い なぜ橋は地震に弱かったのか」甲B374・76頁)とされており、不十分な精度しかないことが指摘され、その幅も倍、半分とされている程度のものを駆使して、債務者は、「小は大を兼ねる」という大マジックを演じているのである。

### (3) とんでもない非科学性

同じ活断層でありながら、距離が長くなるほど地震動が弱くなるという債務者の主張が、子供でも分かる非科学的な主張に過ぎないことは明白であって、債務者のとんでもない非科学性は目を覆うばかりである。

## 4 檀の式

岡村教授のプレゼン(甲B325・76～84頁)により、債務者が、基準地震動の策定に用いている檀他2011の式は、断層の長さが50～60km以上になるとすべり量が頭打ちとなって、それ以上大きくならないという式であり、しかも、地震記録から乖離したところに回帰線が引かれたものであって、高知大学の試験では落第してしまうような非科学的な式に過ぎないことが明らかとなった。

## 5 中央構造線の震源断層

### (1) 債務者の主張

債務者は、「中央構造線断層帯の性状を十分に把握した上で、中央構造線断層帯による地震に伴う地震動を評価している」と主張している。

### (2) 地表面の活断層は震源断層そのものではない(岡村教授の意見書甲B158・1～3頁、岡村教授のプレゼン(甲B325・35頁))

地表面の活断層は震源断層そのものではなく、いわば地震のしっぽに過

ぎない。伊方原発敷地前の中央構造線断層帯においては、震源断層は見えていない。現在の科学では地層深部に潜む震源断層を正確に捉えることはできない。詳細な音波探査，地震波探査によっても，地震を起こす震源断層の実際は見えない。そのため，四国電力が提供している資料の中にも，震源断層のある地下深部に関するデータはない。

原発周辺で確認できているのは，地下深部の震源断層が破壊運動を起こした結果，地表面に付随的に発生する表層付近の地層の皺である活断層と，地層境界としての中央構造線だけである。地震を起こす震源断層がどこにあるのか，どういった角度，形状なのかを示す確かな証拠はない。そのため，震源断層を十分に把握することはできないのである。

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）においても，淡路島の野島断層は地表面で見えており以前から知られていたが，それが神戸市街地の地下に連続した震源断層となることは，地震前には誰も想定していなかった。

(3) 巨大地震発生後も震源断層の把握は困難(岡村教授の意見書甲B158・1～3頁)

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は巨大地震であるために観測が容易でかつ多数の地震計によって計測データも豊富に存在しているにもかかわらず，地震発生後においても，震源断層の位置，大きさ等については，研究者ごとに分析結果が異なっている。地震発生後の豊富なデータが存在してさえ，震源断層の位置，大きさ，形状等を正確に把握することが困難であることを示している。

(4) 中央構造線の震源断層(岡村教授の意見書甲B158・1～3頁)

伊方沖の中央構造線断層帯についても同様で，四国電力が詳細な調査を行ったとしても震源断層の性状を十分に把握することは現時点の科学では不可能である。現在わかっているのは，地表面上の活断層の地下周辺に震源断層が存在していること，これだけである。現在の地震学は，発生した巨大地震

について震源断層の位置，大きさ等がある程度把握することは可能である。  
しかしながら，これから発生する地震について，その時期はもちろん，震源断層の位置，大きさ，傾斜等を正確に予測することは，出来ない。

(5) 熊本地震(岡村教授の意見書甲B 1 5 8・1～3頁岡村教授のプレゼン(甲B 3 2 5・20～29頁) )

今回の熊本の地震においても，このことはまさしく証明された。今回の震源断層は，おおまかには，認定されていた布田川断層帯と日奈久断層帯に沿う形で活動した。しかし，正確には，震源断層は認定されていた布田川断層帯よりも東端は阿蘇方面に延長していたし，西端は布田川断層帯沿いではなく，途中から日奈久断層帯沿いにと延びていた。

(6) 科学的な態度とは(岡村教授の意見書甲B 1 5 8・1～3頁，岡村教授のプレゼン(甲B 3 2 5・19頁) )

把握できることと把握できないことを正しく認識し，自らの能力の限界について正確に自覚することが科学的な態度というべきであるが，四国電力の「中央構造線断層帯の性状を十分に把握した」との主張は，把握できていないものを把握したかのように主張する点で科学的な態度とは相容れない。このような電力会社の不遜な態度が福島原子力発電所事故を招いたのである。過去の伊方原発訴訟において，科学的な調査の結果，中央構造線は活断層ではないとながら主張したのが国だったし，四国電力も同じ主張をしていた。その誤りを素直に認めないまま，今なお「中央構造線断層帯の性状を十分に把握した」と主張していることからすると，非科学的で不遜な態度に変わりはないように思われる。

(7) 小括

このように債務者の主張は，余りにも非科学的に過ぎる。

6 中央構造線との距離

(1) 主張の対立

債務者は、中央構造線との距離について、「伊方発電所の北約 8 km に位置する」(本訴における平成 27 年 8 月 26 日付「被告の主張について(第 1～第 5)」1 頁)と主張し、また、「原告らは、本件発電所の敷地の沖合 5 km に中央構造線が位置すると主張するが、それらは地下 2 km よりも浅い比較的軟らかい堆積層に分布する活断層を示しているものであり、…原告らが指摘する地下の浅い場所に存在する複数の活断層は、地下深部に向かうにつれて、三波川変成岩類と領家花崗岩類との会合部(本件発電所敷地の沖合 8 km の地点)へ収斂しており、この会合部の下に活断層本体が存在すると推定される。したがって、地震動評価を説明する観点からは、活断層本体までの距離として、約 8 km と考えるのが適切である。」と主張している(本訴における平成 27 年 11 月 9 日付「被告の主張について(第 6～第 7)」12 頁)。

しかし、伊方原発と中央構造線との距離は、約 5 km とするのが正しい(都司意見書(甲 B 75)25 頁, 23 頁)し、以下に述べる理由から、債務者の上記主張には理由がない。

(2) 伊方 2 号炉, 3 号炉の設置許可申請書の記載

この点については、債務者自ら、伊方 2 号炉の設置許可申請書(乙 18 の 6-3-19)において「敷地前面の沖合 5～8 km の海岸線とほぼ平行な海域」と記載し、また、伊方 3 号炉の設置許可申請書(乙 20 の 6-3-14)において「海岸より 5 km～8 km 沖合」と記載しているところである。

(3) 常識的な距離

中央構造線の活断層が 5～8 km と 3 km の幅を持っている以上、伊方原発と中央構造線との距離は 5 km とするのが常識的な理解ではないだろうか。被告の上記「約 8 km」という主張は、伊方原発から中央構造線を出るだけ遠ざけようとする、一種の目晦ましでしかない。

(4) 債務者の変節

上述したように伊方2号炉の設置許可申請書(乙18の6-3-19)及び伊方3号炉の設置許可申請書(乙20の6-3-14)では、「沖合5～8km」「5～8km沖合」と記載していたにもかかわらず、債務者が本訴において求釈明に答えた平成24年9月13日付被告準備書面(1)・13頁では、「本件発電所敷地に最も近い活断層との距離は約6kmである」としていた。これを、その後、上記債務者の主張のように沖合5kmに活断層がある事実を認めて現在に至っているが、債務者のこのような変節も、決して見逃すことは出来ない。

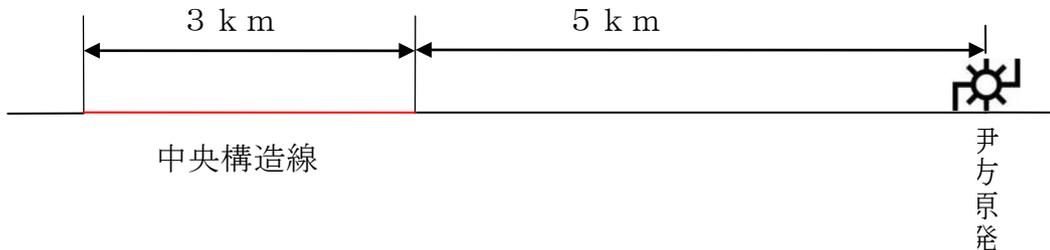
(5) 債務者の主張は根拠薄弱

債務者は、「地質境界としての中央構造線」と「活断層としての中央構造線」とは区別しないといけないと主張している(本訴答弁書52頁～。本訴における平成27年11月9日付「被告の主張について(第6～第7)」11頁。仮処分答弁書130頁～)のであるが、何故上記主張においてこれを区別しないで、「原告らが指摘する地下の浅い場所に存在する複数の活断層は、地下深部に向かうにつれて、三波川変成岩類と領家花崗岩類との会合部(本件発電所敷地の沖合8kmの地点)へ収斂しており」としているのか理由が示されていない。同様に、債務者は、上記のように「推定される」「適切である」と主張しているだけで、その根拠も示されておらず、債務者の主張は余りにも根拠薄弱である。

(6) 岡村教授の見解

地震の専門家である岡村教授は、「南傾斜で南上がりの逆断層成分を持つ横ずれ断層と考えるべきです」(甲B72・7頁。甲B158・3頁以下も同旨)と指摘しており、債務者も南傾斜80度となる場合を考慮している(本訴における平成27年11月9日付「被告の主張について(第6～第7)」12頁、仮処分答弁書154～155頁)のであるから、また、原発の危険性は今さら指摘するまでもないことであるから、債務者に都合の良

いように「推定」してしまうのではなく、最短距離を取って5 kmとすべきはむしろ当然である。



少なくとも、岡村教授のプレゼン(甲B325・35～44頁)にあるように、中央構造線の震源断層は、債務者が採っている最も遠い距離の8 kmよりも近い可能性が大であるから、8 kmよりも近い不確かさの評価を行うべきところ、債務者は一切これを行っていないのである。

#### (7) 距離の重要性と非科学性

基本的な物理法則では、発生するエネルギーは距離の二乗に反比例し、震源からの距離に応じて、たとえば4 kmと8 kmではそのエネルギーは4倍の差となって現れる。断層距離が6 kmと8 kmでは距離では2 kmに過ぎないが、そのエネルギーは正確には1.78倍となる(岡村教授意見書・甲B376・1頁)。

伊方原発と中央構造線との距離は、伊方原発における地震動に直接影響する極めて重要な要素であるにもかかわらず、債務者は、一番影響の少ない最も遠い距離を採り、しかも、不確かさの考慮を一切行っていないのであるから、この債務者の非科学性を絶対に看過することは出来ない。

#### 7 中央構造線の傾斜角

##### (1) 債務者の主張(平成28年7月25日付債務者準備書面(14)2～18頁)

債務者は、活断層の震源断層は直接確認できないという債権者らの主張を否定はしないものの、各種調査によって鉛直と判断できると主張している。

##### (2) 「高角度の断層が示唆される」と「鉛直」との違い

ア 違いについての説明なし

債権者らは、岡村意見書(甲B158・3頁)に基づき、新規制基準適合性に係る審査会合における債務者の「高角との断層が示唆される」という結論と本件仮処分における債務者の「鉛直」という主張との違いを指摘したが、債務者は、その違いについての説明をしないばかりか、「傾斜角について詳細な調査、検討を行い鉛直と評価しており、この評価は十分な精度をもって確認できているものである」(8頁)とまで主張するに至った。

イ 違いの意味

当然のことながら、「高角度」と「鉛直」とでは角度が異なるし、「示唆される」と「評価」とでは可能性の程度が異なる。

ウ ワーキング・グループでの発言

平成21年10月15日、原子力安全委員会地震・地震動評価委員会及び施設健全性評価委員会第34回ワーキンググループ3の会議が開催されたが、この会議には、「文禄五年豊後地震における速吸日女神社の津波痕跡高の推定」(乙193)の共著者となったり地震動のプレゼンを担当したりして八面六臂の活躍をしている松崎伸一氏も債務者の「土木建築部地盤耐震グループ副リーダー」という立場で参加した(乙252・1～2頁)。そして、ここでは、松崎氏は、「5ページ目が断層傾斜角の知見なんですけれども、そこの黄色の箱書きの中に一般的なことを書いていますが、中央構造線断層帯というのは、右横ずれの卓越する活断層であるとともに、地表トレースが直線的であることから、従来は地下深部までの高角の傾斜を有しているとの考えが一般的でした。一方、近年、物理探査による地下構造研究によって、領家帯と三波川帯が接する地質境界断層というのは、四国中東部では北に30°から40°で傾斜していることが指摘されるようになりました。その地質境界断層としての中央

構造線と活断層としての中央構造線の関係については、様々な議論がなされていますけれども、明確な結論にはまだ達しておりませんと。活断層としての中央構造線が北傾斜する地質境界断層に一致する可能性も指摘されておりますというところでございます。」(12～13頁)、「8ページ目でございますが、こちらは、このWGさんで先生方から御指摘いただきまして、アトリビュート解析というのを実施いたしました。これは3月か、4月ぐらいでしたが、御報告させて頂いたものの再掲でございますけれども、こういうところを見ると、北傾斜方向にやや明瞭な反射面が見られるんですが、高角度の断層がこの反射面を切っていると。左側の図で行きますと、下側の図の鉛直のFが書いてあるところの下のところの黒か紺がちょっとよく分かりませんが、この断層というのが、赤で示していますやや明瞭な反射面を切っているように見えますよと、高角度の断層が北傾斜する地質境界断層を変位させている可能性を示唆する可能性もありますよというようなデータが、我々の調査で求まっています。」(13～14頁)と述べており、「高角度の断層が示唆される」としか述べていないのである。

#### エ 鉛直と強弁する理由

では、何故、債務者は、裁判では、鉛直と評価したと主張しているのでしょうか。平成22年11月25日地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会『「活断層の長期評価手法」報告書』(甲B318)では、「地震動予測においては、長期評価において具体的な断層面の傾斜角が示されている場合にはその値を用いるが、具体的な角度が評価されていない場合には、横ずれ断層は90度、正断層及び逆断層は45度と設定している。また、「高角」と評価されている場合は60度～90度、「低角」と評価されている断層は0度～30度の範囲内で設定し、断層モデルを構築している。」とされており、「高角度の断層が示唆される」とな

った場合には、傾斜角60度～90度で評価しなければならないが、債務者は、基本的に90度でしか評価しておらず、僅かに、地震動が大きくなならない断層モデルの不確かさの考慮の1パラメータとして南傾斜80度しか評価していない。「鉛直」と主張することにより、「高角」の場合に必要で、伊方原発にとってより厳しくなる南傾斜60度～90度の評価を行っていないことを誤魔化そうとしたとしか理解できないのである。審査会合で専門家を誤魔化すことは出来ないが、裁判所で裁判官や債権者らを誤魔化すことは出来ると思ったのかもしれない。

#### オ 小括

いずれにしても、審査会合では「高角度の断層が示唆される」としておきながら、本件仮処分では鉛直と断定して、高角度の南傾斜60度～90度未満の評価を行っていない不備を誤魔化そうとした債務者の非科学性は許し難い程に悪質である。

#### 8 推本の評価

また、債務者は、「地震調査研究推進本部地震調査委員会も、中央構造線断層帯の内、石鎚山北縁西部—伊予灘の約130kmの区間(この区間に敷地前面海域の断層群が含まれる。)の地震動の評価にあたって、傾斜角を鉛直として評価している(乙215)。」(平成28年7月25日付債務者準備書面(14)8頁)と主張しているが、ここにも明らかな誤魔化しがある。債務者が根拠とする乙215では、「断層の傾斜角」は、「長期評価」が「北傾斜、高角度」と記載され、「モデル化」が「90度」とされているに過ぎず(296頁)、鉛直と評価したという債務者の上記主張は明らかな誤りである。推本の上記評価の元となるのは平成23年2月18日付地震調査研究推進本部地震調査委員会の「中央構造線断層帯(金剛山地東縁—伊予灘)の長期評価(一部改訂)について」(甲B279)であり、そこでは、「石鎚山脈北縁—愛媛北西部」は「高角度(地表及び海底付近)とされて信頼度は「○」とされており、「伊予灘」は「高

角度 北傾斜」とされて信頼度は「△」とされている(8頁)のである。これを債務者が知らない筈はないのに、「鉛直と評価している」と故意に誤った主張をして裁判所を間違った判断に誘導するようなことは絶対に許されない。

#### 9 アトリビュート解析

上記ワーキング・グループの会合において、松崎氏は、プレゼンで用いた資料(乙227・24頁)を用いてアトリビュート解析の説明をしている。その説明では、JN I-Aが三崎沖ジョグの断面図、JN I-Gが串沖の断面図という説明がある(乙252・14頁)が、上記プレゼン資料には地点の説明がなく、プレゼンの際、その地点を質問された松崎氏は、「忘れた」と回答した。しかし、そんなに簡単に忘れるものであろうか。上記ワーキング・グループの会合には、債務者の土木建築部地質地盤担当リーダーであった大野裕記氏も出席していたが、大野氏は、「すみません、今回JNESさんの方で、調査されたデータも含めて、アトリビュート解析をさせていただきましたけれども、断定的に今回のアトリビュートで、我々も直(垂直)だと、いうところまでは思ってはございません。データを見ますと、そのように見えるような情報も得られたという段階であるということをやっともう一度申し述べたいのと、実は、こういった構造が見えておりますのは、実はメインとなるストレートな、断層のストレートな部分はやはり残念ながら見えませんでした。ジョグのところ、堆積層が厚くてそこが落ち込んでいるようなところによって、初めて見えているというものでございますので、本体のところの構造とまで断定的に申せるというところではないということをやっと補足させていただきます。」(乙252・29頁)と述べている。これは極めて重大な事実である。三崎沖ジョグと串沖のジョグでしか見えず、その中間にある伊方原発沖(位置関係については乙227・52頁参照)では見えなかったという事実は、当然明らかにされるべきであるが、プレゼンの際、松崎氏は、ジョグの断面図に過ぎず、その中間にある伊方原発沖ではそのような事象が認められなか

ったことを説明すべきであったのに、敢えてその説明をせず、地点を「忘れた」とまで言って、あたかも伊方原発沖で、高角度の断層によって地質境界線が変位を受けているかのように説明したのである。松崎氏には、科学的な素養はなく、営業マンもしくは広報マンとしての資質しかないように見受けられる。

#### 1 0 考えられる最大の地震を想定(岡村教授の意見書(甲B72・8～9頁, 岡村教授のプレゼン甲B325・30～75)

債務者のホームページには、「伊方発電所の耐震設計は、過去の地震や敷地周辺の活断層・地質等について詳細に調査を行い、考えられる最大の地震を想定し、設計の基準となる地震動(基準地震動)を決定しています。」と記載されているが、「たくさんパラメーターマジック」により、過小評価したパラメーターの積み重ねによって、かなり厳しく無い地震動となっており、不確実性の重畳は考慮せず、たくさん不確実性を切り捨ててしまっており、到底「最大の地震を想定し」とはいえない。羊頭を懸げて狗肉を売るの典型であって、債務者の非科学性の極致といわなければならない。

#### 1 1 不確かさの考慮

##### (1) 債務者の主張(平成28年7月25日付債務者準備書面(14)18～21頁)

債務者は、「断層モデルを用いた地震動評価過程に伴う不確かさの考慮にあたっては、地震動評価における各種の不確かさの分類・分析を行い、地震発生時の環境に左右される偶然的な不確かさおよび事前に平均的なモデルを特定することが困難な不確かさについては予め基本震源モデルに織り込み、事前の調査、経験式等によって平均的なモデルを特定することが可能な不確かさについては基本震源モデルに重畳させる独立した不確かさとして考慮している。」と主張した上、「事前の調査、経験式等によって平均的なモデルを特定することが可能な不確かさ」(以下「A」とする)は、

債務者が基本震源モデルに織り込んだ「地震発生時の環境に左右される偶然的な不確かさおよび事前に平均的なモデルを特定することが困難な不確かさ」（以下「B」とする）とは不確かさの程度が異なり，相互に重畳する蓋然性は極めて小さいことから相互に重畳させる必要性はなく，独立した不確かさとして考慮することが合理的であると主張している。

## （2）恣意的で理由のない債務者の主張

しかしながら，上記債務者の主張は，AとBとの区分理由が不明で余りにも恣意的である上，応力降下量，地質境界断層の傾斜角，断層傾斜角，破壊伝播速度，アスペリティの平面位置を何故Aとし，破壊開始点，アスペリティ深さ，断層長を何故Bとするのか，全く理解不能である。その上，AとBとでは「不確かさの程度が異なり」という主張に至っては，論理の飛躍どころか論理すら存在しない。そして，Bが「相互に重畳する蓋然性は極めて小さい」と，根拠なく主張しているが，根拠なく何故このような主張が出来るのか，債務者の姿勢そのものに重大な疑問を抱かざるを得ないのである。北傾斜30度と南傾斜80度が重畳することはないだろうが，それ以外の不確かさが重畳することは十分あり得ることであるから，当然，重畳させて検討しなければならないのに，債務者はそれを行っていない。科学性も論理性も全くない屁理屈で「なぜ重畳させないのか」という当然の疑問を誤魔化そうとしているに過ぎないのである。

## （3）安全サイドに立った検討が行われていない

中央構造線について，地震観測記録はなく，その震源断層がどうなっているか分からないのであるから，伊方原発の安全を評価するためには，南傾斜60度～80度の各ケースを基本モデルとして，断層モデルだけでなく，(等価震源距離を用いる)耐専スペクトルを用いた応答スペクトルでもその安全性が検討されなければならないが，債務者は，そのような検討を全く行っておらず，伊方原発の安全性は全く確認できていないのである。

#### (4) 小括

ここでも、債務者の非科学性は絶対に看過できない。

#### 1.2 南側の隆起

##### ア 債務者の主張(平成28年7月25日付債務者準備書面(14)15～16頁)

債務者は、岡村意見書(甲B158・3～4頁)において、図1を根拠に債務者が「D層上面に顕著な標高差は認められない」としたことについて、「南(原発)側の標高が少なくとも5m(～10m?)は高くなっている」とその誤りを指摘されたことについて、頬かむりをしたまま、「他の地点の調査等も俯瞰して、顕著な標高差は見られないと総合的に判断したものである。」と意味不明の主張をしている。また、債務者は、佐田岬半島の隆起を認めながら、その隆起速度が一般的な速度だから、佐田岬半島が断層運動によって隆起したことを示すものではないと、これまた苦しい主張を重ねている。

イ 「図1 堆積層中の活断層と三波川変成岩類と両家花崗岩類との会合部」債務者準備書面4頁の「図1 堆積層中の活断層と三波川変成岩類と両家花崗岩類との会合部」を見ると、新第三紀～第四紀堆積物の基底が、断層を挟んで、右側でかなり高くなっていることが一目瞭然である。これは、断層南(原発)側が顕著に隆起した事実を明快に示すものである。因みに、プレゼンの際、松崎氏は、一番南側の断層が原発から5kmの距離にあることを認めたが、この図を見ても、会合部(8km)に震源断層があることをうかがわせるものは何もないのに対し、一番南側の5kmの断層付近では新第三紀～第四紀堆積層の基底が急激に落ち込んでおり、ここに震源断層が存在する可能性を有意に示すものと見ることができる。

ウ 「図2 敷地前面海域における更新世の地層上面の標高」

債務者準備書面5頁の「図2 敷地前面海域における更新世の地層上面

の標高」を見ても、バルジ、地溝の南(原発)側の黄色が濃くなっており、南(原発)側が隆起していることを明瞭に読み取ることができる。

#### エ 小括

よって、南側が隆起している事実は否定することができず、これを根拠なく否定しようとする債務者の非科学性は明白である。

### 1.3 音波探査結果

債務者は、岡村意見書(甲B158・5～6頁)において、エアガン探査断面図のデータ(図面3)について、債務者が恣意的な北傾斜の解釈図(図面4)を作成しているが、正しくは南傾斜(図面5)となるとしていることに対し、ここでも、その結果による評価だけではなく複数の観点から断層の性状を判断したとか、図面3の解像度が極端に低いために断層面の判読は不可能である等(17～18頁)、意味不明の主張を重ねている。債務者が、エアガン探査断面図のデータについても、解釈図によって誤魔化そうとしたことは歴然としている。

### 1.4 耐専スペクトル(長沢名誉教授のプレゼン甲B308・⑳～㉓頁、甲B326・㉑以下)

耐専スペクトルは、鳥取県西部地震の観測記録とも整合することが確認されているのに、債務者は、6.9km北傾斜ケースでしか適用していない。6.9km鉛直に適用すれば900ガルとなってクリフエッジを超え、南傾斜80度ケースに適用すれば930ガルに増え、更に南に傾斜すればするほど急激に加速度が大きくなるのに、債務者は、これらの検討すら行っていない。債務者が北傾斜ケース以外で耐専スペクトルの適用を拒否する理由は、ただ一つ、その他距離減衰式との乖離が大きくなるという理由であるが、その他距離減衰式はそもそも信頼性の乏しい式に過ぎず、信頼性の乏しいその他距離減衰式に依拠して耐専スペクトルの適用を拒否する債務者の態度は本末転倒であり、余りにも非科学的である。

1 5 資料の改竄(長沢名誉教授のプレゼン甲B326・59, ㉞)

債務者は、審査会合で記載されていた「破壊領域の」という文字と北傾斜ケースを削除してプレゼン資料として裁判所に提出するという改竄を行っている。「破壊領域の」という文字を削除して「断層幅」と説明し、平均から乖離した北傾斜ケースを意図的に削除したものであって、極めて悪質である。

1 6 都合の悪い資料のカット等(長沢名誉教授のプレゼン甲B326・㉟～㊱)

債務者は、横ずれ断層型は逆断層型と比べると短周期の揺れが小さいという自らの主張を正当化するため、他の電力会社(関電, 東電)が審査会合に提出している債務者の主張に都合の悪い資料(佐藤の経験的グリーン関数法の図, 染井ら(2010), 構造計画研究所(2010))をカットする等して提出していない。

債務者の非科学的姿勢は徹底している。

1 7 深部ボーリング調査

(1) 債務者の主張

債務者は、「平成22年からは先駆的取組みとして深度2000mまでの深部ボーリング調査を行うなど徹底した地下構造の調査を実施した」(平成28年10月7日付債務者準備書面(16)・72頁)と主張している。

(2) 債務者の主要の欺瞞性

しかし、債務者の上記主張には、大いに異論がある。

ア 先駆的とはいえない

本来、このような深部ボーリング調査は、伊方原発建設前に行うべきであるが、これを行わないまま、伊方1～3号炉が建設された。そして、平成19年7月の新潟県中越沖地震の際に柏崎・刈羽原発で設計時の想定をはるかに上回る地震動を観測し、また、平成21年8月の駿河湾地震の際に浜岡5号機で深部地盤構造が原因と考えられる大きな地震動を

観測したことから、伊方3号炉のバックチェックの際に、債務者が、原子力安全委員会から指摘されて、やっと平成22年に深部ボーリング調査を行ったことが、債務者作成の「伊方発電所深部地震観測に係る工事・調査結果について(詳細データ集)」(甲332・2頁)に明記されているのであって、債務者が主張するような「先駆的取組み」でなかったことが歴然としている。どうして債務者は、自ら作成した上記資料に反してまで、裁判所では、「先駆的」というのであろうか。

#### イ 3号炉の深部地盤の調査とはいえない

しかも、債務者が行った深部ボーリング調査の地点は、3号炉から約1kmも離れた荷揚岸壁のところ(同・4頁)であって、3号炉の深部地盤を明らかにしたものともみることが出来ない。債務者の説明でも柏崎・刈羽では5号機と1号機とで地震動が2倍も違っているし、駿河湾地震の際には特に浜岡5号機で大きな地震動が観測されたことから明らかのように、約1kmも離れてしまえば、深部地盤が同じとみるようなことは出来ない筈である。また、債務者が説明に用いている債務者準備書面(16)72頁の図30によると、柏崎刈羽での深部地盤の不整形は地下4～6km程度のところに認められたというのであるから、2000m程度のボーリング調査で、深部地盤の不整形の調査が出来る筈はないのであって、この点においても、債務者の上記主張に理由のないことが明らかである。なお、2000m程度のボーリング調査では震源断層を見ることができないことは、岡村教授のプレゼン(甲B325・18頁、35頁)によって明白である。

#### (3) 小括

よって、この点においても、債務者の非科学性は顕著である。

#### 1.8 柏崎刈羽原発の損傷

2007年7月16日に発生した中越沖地震により、東京電力柏崎刈羽原

発に深刻な損傷が多発し、「安全上重要な設備の健全性には特段の問題は生じていない」とする債務者の主張が誤りであることは、2016年10月21日付債権者ら準備書面(14)補充書3・19～23頁において明らかにしたところである。それに加え、中越沖地震において運転を停止した柏崎刈羽原発2～4号機が、東北地方太平洋沖地震が発生した時点でも稼働できていなかった事実は、岡村教授の意見書(甲B72・3頁)において明記された事実であるが、その後もなお、2～4号機は運転できていないだけでなく、東京電力は、報告書すら作成できていない状態にある(甲B375)。

このような深刻な事態に目を瞑り、「安全上重要な設備の健全性には特段の問題は生じていない」と主張する債務者の主張は、明らかに非科学的である。

### 第3 結論

このように非科学的主張を連ねる債務者が、最大の地震動を考慮して伊方3号炉の安全を確保しているとは到底認められず、本件仮処分申立が認容されるべきことは明白である。

以上